# 業務委託契約書

株式会社MIKATA（以下「甲」という）と_____(以下「乙」という)とは、次のとおり業務委託(以下「本件業務」という)を締結する。

第1条(業務内容)
甲が乙に委託する本件業務の内容は、次の各号のとおりとする。
・甲が展開する人材紹介事業における、代理店としての紹介業務
・代理店の拡販活動およびリクルート支援に関する業務
・その他、甲が乙に随時委託する関連業務

第2条(善管注意義務)
本契約は、甲乙間で開示・提供される営業上・技術上その他一切の情報について、その秘密を保持し、不正な利用および漏洩を防止することを目的とする。乙は、本件業務を甲の指示に従い、善良な管理者の注意を持って行い、甲の信用を傷つける行為その他不信用な行為を一切行わない。

第3条(業務の対価)
1.乙は、甲に対し、毎月月末に当月行った業務内容に基つ゛き請求書を発行する。甲は、乙に対し、毎月月末(月末か゛休日のときは直前の銀行営業日)まて゛に、前月分の業務の対価を乙に支払う。

2.前項の定めにかかわらす゛、本件業務内容に変更か゛あった場合には、乙は再見積を行い甲に対し定めた金額の変更を請求することか゛て゛きる。

第4条(納品)
乙か゛甲か゛定めた期日まて゛に成果物を納品するものとする。但し、甲の都合により延期か゛余儀なくされた場合はその限りて゛はない。成果物は元テ゛ータ(リッチメニューなどの画像データ)も含めて甲に納品するものとする。

第5条(納期遅延)
甲の責めに帰すへ゛き事由より、予め提示した納期内に、当該業務か゛完了しない危険か゛生し゛た場合には、乙は速やかにその旨を甲に通知し、とるへ゛き措置(業務の遂行方法なと゛)については、甲乙か゛協 議するものとする。

なお、当該協議により合意か゛得られない場合、乙に生し゛得るへ゛き本規約上の責任か゛免除されるものて゛はない。

第6条(契約期間)
本契約の有効期間は、契約締結日から1年間とする。たた゛し、期間満了の3か月前まて゛に甲又は乙から別段の意思表示か゛ないときは、同一の条件をもってさらに1年間継続するものとし、その後も同様 とする。

第7条(秘密保持)
1.
甲およひ゛乙は、本件業務遂行なと゛に関連して知り得た相互の技術上または営業上その他業務上の情報(以下「秘密情報」という)を機密として扱うものとし、事前の書面による相

手方の承諾なし に、第三者に開示または漏洩してはならない。但し、次の各号のいす゛れか一つに該当する情報についてはこの限りて゛はない。

(1) 秘密保持義務を負うことなく、既に保有している情報
(2) 本契約に違反することなく、かつ公知となった情報
(3) 秘密保持義務を負うことなく、第三者から正当に入手した情報 (4) 相手方から提供を受けた情報によらす゛、独自に開発した情報

2.
秘密情報の提供を受けた当事者は、当該秘密情報の管理に必要な措置を講す゛るものとし、当該秘密 情報を第三者に開示する場合は、自薦に相手方からの書面による承諾を受けなけれは゛ならない。但 し法令の定めに基つ゛きまたは権限ある官公署から開示要求か゛あった場合はこの限りて゛はない。

3.
乙は、秘密保持義務について漏洩等の事故か゛発生した場合、乙は甲にその事実及ひ゛内容を直ちに通 知し乙の指示に従わなけれは゛ならない。乙は、秘密保持義務に違反して甲に損害を与えた場合、甲 に生し゛た一切の損害(間接的、派生的、偶発的損害、特別損害、逸失利益及ひ゛甲か゛法的救済を求め るために要した弁護士費用、証人費用、証拠収集費用その他全ての合理的費用も含む。)を直ちに 賠償するものとする。

4.
本状の規定の効力は、本契約終了後も存続する。

第8条(解約の申し出)
甲およひ゛乙は、第6条に定める契約期間か゛満了する前て゛あっても、1ヶ月以上前まて゛に書面て゛申し出ることにより、本契約を解除することか゛て゛きる。

第9条(契約の解除)
甲または乙のいす゛れか一方において、次の各号に掲け゛る事由のいす゛れかか゛生し゛た場合には、相手方に何ら通告することなく、直ちに本契約を解除することか゛て゛きる。

1.
重大な過失または背信行為か゛あったとき。

2.
乙の都合により作業中の案件を途中解除した場合、甲から乙へ当案件分として既に支払われた料金か゛ある場合、乙は甲へ対して支払われた料金を全額払い戻しとする。

3.
支払いの停止か゛あったとき、または仮差押、差押、競売、破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理手続開始、特別清算手続開始等の手続の申立てか゛なされたとき。

4.
手形交換所からの取引停止処分を受けたとき。

5.
公租公課の滞納処分を受けたとき。

6.
その他前各号に準す゛る本契約を継続し難い重大な事由か゛発生した場合。

第10条(契約上の地位・権利義務の譲渡禁止)
甲および゛乙は、互いに相手方の事前の書面による同意なしに、本契約に基つ゛く一切の権利・義務を、第三者に譲渡してはならない。

第11条(権利)
乙により納品されたテ゛ータの所有者、著作権は一切原始的に甲に帰属する。
甲は納品テ゛ータを自ら使用せしめることか゛て゛き、また改変することか゛て゛きる。

第12条(事情変更時の取扱)
本契約締結後、業務の納品完了まて゛の間において、天災地変その他不可抗力に基つ゛く事由により、譲渡財産に重大な変更を生し゛た場合、その他本契約の目的達成か゛困難になった場合には、甲乙協議の上、本契約の条件を変更することか゛て゛きる。

第13条(協議)
本契約に定めのない事項または本契約の条項の解釈に関して疑義か゛生し゛たときは、甲乙誠意をもって協議のうえ、これを定めるものとする。

本契約の証として、本書2通を作成し、甲乙記名捺印のうえ各自1通を保有する。

令和　年　月　日

甲:

住 所:

氏名:

乙:

住 所:

氏名: 印